

「奈良県行政経営改革推進プログラム」取組結果一覧表(平成29年度～令和元年度)

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
I 組織マネジメント					
(1) パーソネルマネジメント(「パーソネルマネジメントの基本方針」)					
1	定員管理の取組(「定員管理計画」)	本県では厳しい財政状況を踏まえ、スリムで効率的な組織体制を構築するため、平成11年度以来平成27年度末までに1,029名(20.3%)の減員を行い、定員配置の適正化に取り組んできました。しかし、歳出予算の約3割を占める総人件費の抑制のためには、引き続き適正な定員管理を行う必要があります。 一方、地方創生に関連する取組や主要プロジェクトの推進、多様化する県民ニーズへの対応など、行政需要が増大している中で、積極的、機動的な施策の推進ができるよう、選択と集中により、真に必要な業務へ人的資源を投入していく必要があります。 このような本県の状況を踏まえ、平成29年度から平成31年度を対象期間とする新たな定員管理計画として、常勤職員数については、平成32年4月時点の職員数が平成28年4月時点の職員数を実質的に上回らないように抑制することとします。また、臨時・非常勤職員についても弾力的な配置に留意しつつ、常勤職員数に準じた対応とし、今後の行政需要の変化にも十分対応できる組織体制を目指します。	○	・定員管理計画に基づき、スリムで効率的な組織体制を構築するため、毎年組織改編を実施した。 ・令和2年4月時点の定員は、平成28年4月時点の定員4,052人を下回る4,049人となった。	総務部
2	組織の簡素化・効率化と柔軟・機動的な職員の配置	設置当初の目的を達成した組織、所掌事務が縮小傾向にある組織等については、積極的に統廃合を行います。 また、出先機関についても、県と市町村との役割分担を点検し、県として行うべき必要性が低い事業については廃止・見直しを行うとともに、組織の統廃合や管轄区域の変更などの見直しもを行います。 このほか、部局横断的、部内各課横断的な特定課題に専門的かつ速やかな対応を図る観点から、プロジェクトチームなどの臨時的な推進体制の構築や、特定課題に対する外部人材の活用など、より柔軟で機動的な組織運営を図ります。	○	・毎年度、「効率的・効果的な行政運営ができる組織体制」や「必要性が低下したもの、優先順位が低いものについては、積極的に廃止・縮小する」こと等を方針として、柔軟かつ機動的に組織改編を行った。 ・漢方のメッカ推進プロジェクトやなら歴史芸術文化村の整備などにおいて、外部人材の活用を図るとともに部局横断的に取り組み、施策の推進を図った。	総務部
3	民間委託等の推進	行政経営の更なる効率化、県民サービスの質の向上や今後の行財政改革の推進を図るためには、現在行っている業務について可能なものは外部委託(アウトソーシング)をする必要があります。 費用対効果の厳密な検討を行ったうえで、定型的・臨時的業務や民間に代替性のある業務等について、可能な限り外部委託を推進し、これに伴う事業執行体制の見直し等を図ります。	○	・業務効率化や業務の質の向上及び業務量の増加に対応するため、費用対効果の厳密な検討を行ったうえで、定型的・臨時的業務や民間に代替性のある業務等について、着実に外部委託を推進した。 外部委託実施事業数：延べ18事業(3年間)	総務部
4	給与の適正化	社会一般の情勢に適応した適正な給与水準となるよう、以下の取組を行います。 地域ごとの民間賃金水準のよりの確な給与への反映や公民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し等、給与制度の総合的見直しを引き続き推進します。 諸手当について、国や他の地方公共団体の支給状況等を考慮しながら不断に点検し、適正な制度を維持します。 臨時・非常勤職員の給与についても、諸手当と同様に点検を行い、適切な処遇の確保に努めます。	○	・給与制度の総合的見直しの完成、人事評価の給与反映等、適正な制度の維持を図るとともに、退職手当の支給水準引き下げ等、制度の見直しについても実施した。 ・臨時・非常勤制度についても令和2年4月1日の改正地方公務員法の施行にあわせ会計年度任用職員制度の導入等、臨時・非常勤職員の給与制度の整備を図った。	総務部
5	職員の服務規律の徹底	県職員には、県民全体の奉仕者として、県民の信頼と期待に応えるため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って行動することが求められています。行財政を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、県民の公務に対する評価は一層厳しいものとなっており、職務内外を問わず、一部の職員の不祥事が県政の円滑な推進に多大な悪影響を及ぼすことを職員各自が自覚して行動する必要があります。 県民の県政に対する信頼を全力で獲得するため、より一層の服務規律の確保に努めるとともに、不祥事根絶に向けた取組を進めるため、懲戒処分指針に基づき、厳格に運用して公務における規律と秩序を維持します。	△	・不祥事根絶に向け、綱紀肅正通知等を発出するなど取組を行ってきたが、処分件数は横ばいの状況が続いた。	総務部
6	多様な人材の確保と活用	多様化する行政ニーズにこたえていくためには、県政を担う意欲のある優秀な職員の確保が不可欠です。また、県職員が有しないような、民間分野で培われた豊富な経験、深い専門的知識や幅広い人脈などを持つ人材を、嘱託職員や任期付職員として確保するなど、多様な人材を県政に活かします。 また、依然として不足する土木系技術職員を積極的に確保するため、ターゲットを絞った効果的なPRやリクルート活動を行います。	△	・特定の分野での知見や人脈を活かして業務に従事する任期付職員の採用を実施した。 ・これまで嘱託職員として任用してきた職員の多くについて、勤務条件等を改編の上、令和2年度より会計年度任用職員として任用を開始した。 ・土木系技術職員を積極的に確保するため、人事委員会と共同での各種説明会や、職員の出身大学派遣に取り組む等、近畿圏内の学生へ土木系技術職のPRを行った。しかしながら、本県の土木系技術職員は依然として不足している。 ・引き続き、土木系技術職員の確保に向けて、大学への職員派遣や説明会を積極的に行い、学生にPRする機会の獲得に努める。	総務部 県土マネジメント部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
7	職員の潜在力を最大限引き出す人材育成	組織として最大の経営資源である職員の資質能力向上やキャリア形成のためには、個々の能力と意欲を最大限に引き出す人材育成に取り組むことが重要です。 このため、引き続き新規採用職員への指導担当者制度、職場内での研修や他団体への派遣を通じた研修や県土マネジメント部でのプロジェクト推進能力向上などの取組をきめ細かく実施します。また、年々増加している臨時・非常勤職員に対しても研修を実施します。 加えて、高度な専門性を有する職員の育成に向け、特定の業務について専門知識・技能を庁内公募の要件に設定するなど、専門キャリア志向を有する職員の意欲の向上に取り組めます。	○	・新規採用職員をはじめとした職位研修、他団体等への派遣研修、分野ごとの専門研修、臨時・非常勤職員向けの研修等、多様な研修を通じて職員の能力向上を図った。 ・人事異動においても、庁内公募の要件に専門知識や技能を設定することで、専門キャリア志向を有する職員の意欲の向上に努めた。 ・土木系技術職員を対象に、新規採用職員の育成研修及び外部講師を招いた専門研修を計画的に実施し、職員の技術力の確保・技術の承継に取り組んだ。	総務部 県土マネジメント部
8	実効的な人事評価制度の構築とその活用	地方公務員法改正に伴う新たな人事評価制度について、研修等を通じた制度理解の促進を図るとともに、管理職においては部下に対する育成や効率的な業務マネジメントの取組を人事評価項目に設定するなど、効果的な制度の運用を図ります。 評価の結果を任用、給与、分限その他人事管理に十分に活用し、自ら考え、企画・行動し、困難な課題を解決する職員の育成につなげます。	○	・システム構築や評価者研修等を通じ、評価制度を着実に運用し、評価結果を踏まえた任用、給与反映等を実施することにより、職員の育成を図った。	総務部
9	女性職員の活躍に向けた取組	男女を問わず、職員が個々の事情に応じた働き方を選択し、公務においてその能力を最大限発揮できるよう制度や職場環境を整えることは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における特定事業主の責務として、必要不可欠なものです。 女性職員の活躍の推進等に関する特定事業主行動計画の数値目標を達成すべく、女性管理職の積極的な登用や女性職員の活躍を推進するためのきめ細やかな研修を実施します。 また、効率的な業務マネジメント改革に取り組むとともに、職員の育児休業の取得をより積極的に支援するため、代替職員制度の拡充を進めるなど、女性職員の働きやすさの向上に取り組めます。	○	・女性職員の積極的な管理職登用とあわせて女性職員の活躍を推進するためのきめ細やかな研修を着実に実施した。 ・職員の育児休業の取得をより積極的に支援するため、代替職員制度の拡充や一定数の産育休取得職員の存在を前提とした採用を実施した。	総務部
10	職種・任用形態に応じた適切な人事管理	複雑・高度化する行政課題に対応するためには、その性質に応じた高度な専門性を有する職員の育成が必要です。 そのため、特に少人数職種において業務が特定の職員に偏在し、当該職員の職務が固定化しないよう、職員を適切に採用、配置、異動、育成、登用するなどの人事管理を進めていきます。これにより、職員の能力や意欲を引き出すとともに、組織力の向上を図ります。 また、臨時・非常勤職員を弾力的に配置し、それぞれの任用形態に応じた服務・給与等の人事管理を適切に行います。	○	・少人数職種において、職員の適切な採用、配置、異動、育成、登用等を実施した。 保健師、児童福祉司、獣医師等 ・令和2年4月施行の地方公務員法、地方自治法の改正にあわせ、特別職、臨時的任用職員及び会計年度任用職員について制度を改正した。	総務部
11	超過勤務時間の縮減によるワーク・ライフ・バランスの推進	質の高い行政サービスを安定的・継続的に展開し、複雑・高度化する行政需要にも迅速かつ的確に対応するためには、育児、介護等で時間等に制約のある職員も含め、限られた人的資源を最大限活用することが必要不可欠です。 総実勤務時間の短縮は、人件費抑制の観点のみならず、職員のワーク・ライフ・バランス実現の観点からも、行政運営上最も重要な課題の一つです。また、職員の心身の健康と仕事に対するモチベーションを維持するためにも、長時間労働を良しとする職場風土を改革し、組織として徹底した時間外勤務の縮減に取り組めます。 具体的には、これまで、定時退庁日の庁内巡回に加え、時間外勤務命令のない職員が在庁していた場合、所属長に注意書を発行するなどの取組を行ってきました。 引き続き、既存事業の必要性や進め方の見直し、会議の効率化・資料の縮減など効率的な業務マネジメントと適切な勤務管理の徹底などに更に取り組むことにより、職員一人ひとりのタイムマネジメントやコストに関する意識を高め、総実勤務時間の短縮につなげます。	○	・定時退庁日の庁内巡回や19日19時完全消灯の取組を継続することにより、時間外勤務の縮減に取り組んだ。 ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現、健康管理、効率的な事務執行の観点から、庁内働き方改革推進プロジェクトチームを開催し、超過勤務の削減、業務効率化、メンタルヘルス対策等に取り組む、職員の意識を高め、総実勤務時間の短縮につなげた。	総務部
12	効率的な業務マネジメント(会議の効率化、資料の縮減など)を評価する職場環境の実現	行政需要の変化に伴い、事務事業を必要性、緊急性、効果性、効率性等の観点から常に見直しを行い、廃止、縮小、統合、終期設定等の方策を講じ、事務事業の整理合理化を図ります。 さらに、事務執行の上で仕事の見直し、改善のポイントを示し、各所属において取組を実践するとともに、効果の大きい取組については全庁に取組を促し、働き方改革と職場風土改革に取り組めます。 特に、目的やゴールの明確化、参加メンバーや開催時間、開催回数、会議資料の見直し等を通じた会議の効率化、作成基準の明確化や既存資料の活用などによる資料の縮減に全庁的に取り組めます。あわせて、こうした効率的な業務マネジメントを管理職の人事評価項目に組み込みます。	○	・各所属における「業務の廃止」を実施し、事務事業の整理合理化を図った。(報告数:277件) ・業務の効率化の推進及び働き方改革・超過勤務の縮減推進に向けた取組を実施し、効果の大きい取組については全庁的に共有を行った。 ・会議や資料の縮減等、業務を効率化するために効果的な事例を集めた『仕事の「見直し・改善」の推進』を随時改定し、全庁に周知した。 ・管理職(課長級及び課長補佐級)の人事評価(業績評価)において、業務・勤務時間管理に関する具体的な数値目標設定を必須化した。	総務部
13	フレックスタイム制度の導入・推進	フレックスタイム制度については、平成28年度から国が先行して導入しており、本県においても、総勤務時間を維持しながら、出退勤時間を調整できる柔軟な働き方として、平成29年度から導入・推進します。 制度の導入を契機として、職員の生活状況に応じた柔軟で多様な働き方の選択肢を広げることにより、更なる公共サービスの向上と業務の進め方の見直しを進めていきます。	○	・フレックスタイム制度を導入するなど、職員の生活状況に応じた柔軟で多様な働き方の選択肢を広げた。	総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
14	テレワークの導入	テレワークは、ITを活用することで場所にとらわれずに働くことができ、職員の多様な働き方を可能とする選択肢の一つになるものです。他府県の取組等の研究を進めたうえで、多様な職員個人の能力を引き出し、業務の更なる効率化や改革を進めるとともに職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、平成29年度に試行及び検証を行いながら、将来的な導入の検討を行います。	○	・サテライトオフィスとモバイルワークの運用により、職員の多様な働き方を可能とする選択肢を提供した。 ①サテライトオフィスの設置 奈良サテライトオフィス 橿原サテライトオフィス ②モバイルワークの運用 モバイル端末100台運用	総務部
15	メンタルヘルス対策の推進	職務遂行において、職員が自己の能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要不可欠です。メンタルヘルス不調者数の高まりは、県の公務能率を確保する上での大きな課題となっており、職員の現況を踏まえた上で、効果的なメンタルヘルス対策を講じていくことが必要です。 平成28年度から導入したストレスチェックの実施とその結果の分析を通じて、職場環境の改善などの未然予防策を進めるとともに、大学と連携してより調査・分析を進め、対策を検討・実施していきます。	○	・早稲田大学と連携し、メンタルヘルスに影響する組織要因・個人要因を調査分析するとともに、必要な対策を検討し、メンタルヘルス事業(ストレスチェック制度、職場環境改善、ストレス対処法等研修)を充実した。 ・ストレスチェックの実施により、職員自らがストレスに気づき対処するセルフケアに加え、集団分析により所属別のいきいき度を測定し、職場の強みを活かす参加型職場環境改善の好事例情報を全庁的に共有することで、コミュニケーション活性化等、職場改善促進を図った。 ・人事課と総務厚生センターの連携を強化し、組織的な対応が可能な相談窓口を構築するとともに精神疾患等による長期休職中の職員の復職支援制度を拡充した。	総務部

No.	項目名	内容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
(2) 内部統制によるリスクマネジメント(「内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針」)					
16	内部統制によるリスクマネジメントの構築	<p>県の主要プロジェクトに位置づけられる政策の推進のみならず、いわゆるルーティン業務の事務処理も含め、リスクの回避と事務の適正さを確保するため、既存の仕組みを見直し、リスクマネジメントの構築に取り組みます。</p> <p>内部統制において対象とするリスクは、自然災害等の危機管理で想定されるリスクではなく、事前統制の対象となし得るリスクで、主として以下を目的として、想定されるリスクに対する内部統制に取り組みます。</p> <p>① 事務の執行が法令その他の規範に適合することを確保すること ② 事務の執行が効率的・効果的に行われることを確保すること ③ 財務報告の信頼性を確保すること ④ 資産の保全を確保すること</p>		<p>・内部統制制度の実施に向けた体制等の検討を行い、令和元年度に奈良県内部統制基本方針、奈良県内部統制推進要綱及び奈良県内部統制実施マニュアルを策定し、令和2年4月からの全庁的な内部統制の整備を行った。</p> <p>・過去に発生したリスクを洗い出し、発生頻度や影響度により分類し、対応を講じるリスクを抽出した上で、リスクへの対応策をまとめたチェックシートを作成し、モニタリングの手法・体制等を整備した。</p> <p>・リスクマネジメントを推進する課を行政・人材マネジメント課に定めるとともに、組織マネジメント推進会議に代わる会議において、全庁的なマネジメントの整備状況及び今後の運用方法を確認した。</p>	全部局 (総務部)
17	各部局でのリスクの評価・検証	<p>各部局が担当する事務について、法令等に違反(違法又は不当)するリスク又は事後的に法令等に違反していると評価され得るリスクを事前に検討し、その洗い出しを行うとともに、洗い出したリスクについて、各部局が発生頻度と影響度から分析・評価し、対応の優先度を決定した上で、対応策を整備します。</p> <p>さらに、事務処理上のミスや不正を防ぐため、人的チェックやITを活用したチェックの仕組みの見直し、モニタリングの整備を行います。</p> <p>その上で、リスクの洗い出し等によるリスクの範囲を不断に見直すとともに、リスクへの対応策、モニタリングの手法・体制等を検証します。</p>	○		
18	全庁的な取組を推進する体制の整備	<p>事務処理上のリスクの回避と事務の適正さを確保するため、リスクマネジメントを推進する課を定め、全庁的に取り組みます。全庁的なマネジメントの整備及び運用状況を確認するため、組織マネジメント推進会議を開催し、必要な改善等に取り組みます。</p>			
(3) その他組織マネジメントの取組					
19	行政評価の実施	<p>行政評価の評価結果を踏まえ、今後も継続的に重点施策の検討や、予算編成等に反映させていく必要があります。</p> <p>各種指標による現状分析や取組の評価、これらを踏まえた適切な指標による具体的な目標を設定し、予算編成や事業の執行に的確に反映していくPDCAマネジメントサイクルを推進します。</p> <p>また、評価結果を踏まえ、重点的に取り組む施策を検討し、次年度の予算編成等に反映させていきます。</p>	○	<p>・各年度において、「主な政策集」で示した政策体系に基づき、課題の抽出や施策の評価を行い、その結果を次年度の予算編成や事業執行に反映するというマネジメントサイクルを推進するとともに、「重点課題に関する評価」としてとりまとめ、公表を行った。</p>	知事公室
20	会計管理の強化	<p>不適正経理による県政への信頼を損なう事例や、職員の会計事務に関する基礎知識不足とチェック機能が不十分なことによる誤り事例の根絶が必要です。</p> <p>このため、職員の会計事務に対する意識改革と知識取得に向けた研修を実施するとともに、必要な規定の整備やチェック体制の再構築を図るなど会計事務の適正化を推進します。</p>	○	<p>・会計事務の適正化を推進するため、会計事務に携わる職員に対する研修やサポート体制を充実させるための取り組みを着実に実施した。</p> <p>・職員の会計事務に関する基礎知識不足とチェック機能が不十分なことによる誤り事例については、減少傾向にある。</p>	会計局
21	監査委員監査の強化	<p>監査委員の外部からの登用の充実などにより監査の独立性・専門性を高めつつ、県民目線に立った公正かつ実効的な監査の実施を基本目標として、監査委員が毎年度策定する「監査行動方針」に基づき、監査機能の充実・強化を図ります。</p> <p>なお、県の各機関で取り組む内部統制体制の整備及び実施の状況をチェックするとともに、その結果を踏まえた監査を実施します。</p>	○	<p>・常勤の識見監査委員2名のうち1名を外部(会計検査院)から任用した。</p> <p>・毎年度、「監査行動方針」の策定を行い、「監査行動方針」で定められた監査の基本方針に基づき、監査の実施を行った。</p> <p>・令和元年度には新たに「奈良県監査基準」を策定し、従来の「監査行動方針」と「監査実施計画」を「監査計画」に改編したうえで、「監査計画」に定められた監査の基本方針に基づき、監査を実施した。</p> <p>・内部統制の整備及び実施状況の検証を踏まえた監査を実施した。</p>	監査委員事務局 総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
II 財政マネジメント					
22	財政規律の確保	<p>基金の計画的な活用や有利な財源の確保努力により主要プロジェクト等を堅実に進めつつ、一般財源ベースの歳出総額については、原則増加を前提とせず抑制します。</p> <p>こうした中で、社会保障関係経費は増嵩が見込まれており、経費全般にわたる徹底的な見直しが必要であることから、予算要求段階から事務事業の選択と集中を徹底する平成29年度予算編成の取組を継続・強化します。</p> <p>また、県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率が前年度より実質的に下回るよう、健全な財政運営に努めます。</p> <p>交付税措置がある部分についても、一般財源総額の実質的な増加が見込めない中、将来的な交付税措置額の不足が財政運営の阻害要因とならないよう、臨時財政対策債について足元の交付税措置額と元利償還金の差額相当分を繰上償還するとともに、他の県債を含めた当該差額累計相当分の県債管理基金の基金残高を維持・確保します。</p> <p>こうした財政運営を基本として、経常収支比率(一般財源に対する人件費や公債費等の義務的経費の割合)、実質公債費比率(県の財政規模に対する公債費の割合)、将来負担比率(県の財政規模に対する県債や第三セクター等への債務保証などの割合)が悪化しないように努めます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係経費が増嵩するなか、既存事業の見直しや、事業の選択と集中の徹底などにより、一般財源ベースの歳出総額の増加を極力抑制した。 ・県債残高のうち交付税措置のない部分の県税収入に対する比率が低下傾向にあり、健全な財政運営に努めている。 ・経常収支比率については、人件費や公債費等が減少した結果、減少(改善)した。 ・実質公債費比率や将来負担比率については、投資的経費に充当する通常債の発行抑制に努め、また交付税措置等のある財源的に有利な地方債の活用にも努めた結果、減少(改善)する傾向にある。 	総務部
23	自主的な税制の整備	<p>地方創生・人口減少対策をはじめとした地方の増大する役割に対応するため 課税自主権を発揮していくことが重要です。</p> <p>このため、使途事業等について妥当性や有効性の評価を行いつつ、現行の法人県民税の税率、森林環境税及び産業廃棄物税の延長や見直しについて検討します。</p> <p>また、減免、課税免除制度の見直しについても検討します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末が検討期限となっていた産業廃棄物税は、奈良県税制調査会から答申を受け期間を延長した。 ・森林環境税、法人県民税特例制度に関する論点整理などの検討を行った。 ・自動車税の身体障害者減免制度において、対象を車検有効期間内の車に限定することや同一年度内は原則1人1台の申請にする等、問題点を改善した。 	総務部
24	税収確保の取組	<p>公正かつ適正な課税は、税務行政の基本であり、正しい法規の解釈、適用を行い、適時的確な課税を行うことが必要です。</p> <p>このため、適正な申告指導と的確な情報収集に努めるとともに、税の公平性を確保するため、現地調査など課税調査を強化します。</p> <p>また、収入未済額削減のため、滞納者に対して催告書や電話による納税指導を行うとともに、財産調査を徹底します。資力がありながら自主納付に応じない悪質な滞納者については、差押えを積極的に実施します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・適正課税を実行するため、税務課と各県税事務所が連携し、課税調査を強化した。 ・財産調査を徹底し、積極的な差押え等の滞納処分を継続的に行うことで、滞納額が減少した。 	総務部
25	税外収入確保の取組	<p>厳しい財政状況の中、使用料・手数料については、公正な受益者負担の観点から料金を設定することが不可欠です。施設や機器の更新時など機会を捉えて、使用料・手数料の見直しを実施します。</p> <p>あわせて、施設の維持やサービスの向上のための財源を確保することが必要です。ネーミングライツ及び有料広告については、応募状況や他府県の導入状況なども勘案し、見直しを図りながら事業を展開します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公正な受益者負担の観点から、施設や機器の更新時など機会を捉えて、使用料・手数料の見直しを実施した。 ・ネーミングライツにおいては、新たな期間について契約が締結され、税外収入の確保につながった。 ・野球場(佐藤薬品スタジアム)、第一体育館(ジェイテクトアリーナ奈良) ・有料広告においては、募集の周知方法や周知先の見直し、新規掲出者を獲得した。 	総務部
26	国庫支出金等の活用	<p>主要プロジェクト等を計画的に進める財源を確保するため、国予算等を最大限活用することが不可欠です。</p> <p>このため、国等に対し本県の実情を踏まえた制度創設や運用弾力化等の政策提案を積極的に行うことを含め、国庫支出金等の確保に向けて取り組めます。特に、財源措置が有利な国補正予算を最大限活用します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・財源措置が有利な国補正予算等を最大限活用し、主要プロジェクト等を推進した。 ・制度創設や運用弾力化等について政府要望を行い、地方創生推進交付金等の国庫支出金等の確保に向けて取り組んだ。 	全部局 (総務部)
27	PPP/PFIの活用	<p>主要プロジェクトの推進にあたっては、その目的や効果を最大限に発揮するため、民間が有する資金やノウハウの積極的な活用について検討を行い、PPPやPFI手法等の積極的な活用を図ります。</p> <p>このため、「奈良県PPP/PFI手法導入の優先的検討規程」に基づき、一定規模以上の公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法(県の直営等)に優先して、PPP/PFI手法導入の検討を促進します。</p> <p>※PPP:パブリック・プライベート・パートナーシップ PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・主要プロジェクトの推進にあたって、その目的や効果を最大限発揮するため、公共施設等でのPPP/PFI手法等を活用した。 	総務部
28	ふるさと納税制度、地方創生応援税制の活用	<p>奈良県が行っている地方創生の取組をはじめ様々なプロジェクトを県内外に発信し、県民や県出身者等とのつながりを強化する取組とあわせて、民間資金の活用策の一環として、ふるさと納税や地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の仕組みを効果的に活用します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の寄付額は、平成29年度:1億1,900万円、平成30年度:1億2,760万円、令和元年度:1億7,010万円と年々増額しており、PR活動等の成果がみられる。 ・企業版ふるさと納税は、県ゆかり企業に向けたPR活動の結果、3年間で5件1,350万円の実績となった。 	知事公室

No.	項目名	内容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
29	地方税財政制度の改革に向けた提案・要望	本県及び市町村の財政健全化に資するよう、地方税の地域間格差是正、地方一般財源総額の確保等に向け、国に対して提案・要望活動を実施します。 特に、地方消費税の清算基準について、平成29年度税制改正における成果を踏まえ、一層精力的に提言・要望活動を行い、平成30年度税制改正における抜本的見直しの実現を目指します。	○	・政府要望活動などにより、令和元年度税制改正までに、地方消費税の清算基準の見直しや法人課税の新たな偏在是正措置の導入が実現した。また毎年度、地方一般財源総額が確保された。	総務部 知事 公室
30	安定的な資金調達と基金及び歳計現金の効率的な運用	金利動向が不安定な経済環境下において、安定的な資金調達手段を確保する一方、基金や歳計現金の効率的な運用を行うことが求められています。 このため、市場公募債の発行により必要な資金を確保するなど、安定的で透明性の高い資金調達を進めるとともに、資産の有効活用の観点から、基金及び歳計現金を安全かつより有利な方法で運用し、収入の増加を図ります。	○	・市場公募債の発行により必要な資金を確保するなど、安定的で透明性の高い資金調達を進めるとともに、資産の有効活用の観点から、基金及び歳計現金を安全かつより有利な方法で運用し、収入を確保した。	総務部
31	税外未収金対策の強化	収入確保と負担の公平性の観点から、全庁的に厳正かつ適切な債権管理が求められています。このため、新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向けて、収納対策の強化及び推進に取り組む必要があります。 定期的に「未収金対策推進連絡会議」を開催し、各課の情報共有を行うとともに、各課が責任と主体性を持って未収金対策の取組を進めることができるように、債権管理の推進を図ります。 弁護士による債権管理に関する職員研修や法律相談の実施のほか、マニュアルに沿った適切な管理を進めます。 また、納付者の利便性の向上と回収事務の効率化を図ることにより、未収金の縮減に努めます。	△	・未収金対策推進連絡会議を開催し、回収実績の分析、削減目標の設定を行い、適切な債権管理を促進した。 ・未収金所管課にヒアリング等を実施し、各債権の状況等を把握した。 ・弁護士を講師とした債権管理に関する職員研修を実施した。 ・支払督促の法的手続きを行うためのマニュアルを作成した。 ・口座振替取扱い金融機関を拡充した。 ・上記の取組により未収金の縮減に努めたが、令和元年度未収金決算額は平成28年度決算額を上回る結果となった。 ・引き続き、未収金の縮減に向けた取組の推進に努めていく。	総務部
32	事務事業の再編・見直し	現下の厳しい財政状況を踏まえ、すべての施策・事業について、費用対効果の検証を徹底し、廃止を含めて大胆に見直すことにより、新陳代謝を促進します。特に、ソフト事業については、3年間のサンセット方式を徹底し、事業計画を検討します。	○	・毎年度、既存事業の徹底した見直しにより新陳代謝を促進した。	総務部
33	公営企業会計の適用の推進	公営企業においては、これまでに整備した施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しています。こうした中で、公営企業がその機能やサービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を行い、自らの経営・資産等を正確に把握した上で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要があります。 このため、流域下水道事業について、平成31年度からの公営企業会計の適用に向けた取組を進めます。	○	・流域下水道事業における公営企業会計の適用について、経営戦略と一体的に検討するため、令和2年度から適用することとし、公営企業会計システムの導入、条例や会計規則等の策定等を実施した。	県土マネジメント部
34	公営企業・地方独立行政法人・第三セクター等の経営健全化	公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、住民の暮らしや地域の産業を支える重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合は、県の財政に影響を及ぼす懸念があります。このため、各団体における毎年度の取組内容、目標や財務状況を適宜把握し、財政的リスクを踏まえた上で不断の効率化・経営健全化に適切に取り組めます。 特に、奈良県立病院機構は、平成26年度の地方独立行政法人化後、2ヶ年で約52億円の累積損失を計上したところであり、平成30年春に予定されている新奈良県総合医療センターの開院後の状況を視野に入れ、抜本的な経営改善が不可欠な状況となっています。この機構が運営する、奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、奈良県総合リハビリテーションセンターの3病院は、本県の医療提供体制における中核的病院として重要な役割を担っていることから、持続可能な運営が可能となるよう、具体的かつ現実的な経営改善策の策定及びこれを前提とした財政支援策の検討を進め、その着実かつ迅速な実行を進めます。	○	・第三セクター等の経営健全化に関する研修を実施した。 ・第三セクター等の決算報告により財務状況を把握するとともに、赤字団体においてヒアリングにより経営状況を確認した上で、経営健全化の課題・対策を検討し、経営の効率化・健全化を推進した。 ・奈良県立病院機構改革プランに基づき、経費削減と収入確保の両面から取組を実施し、効率化・経営健全化に取り組んだ。	総務部 第三セクター等所管課
35	統一的な基準による公会計の活用	地方公共団体における公会計の整備については、適切な財政運営と情報開示に資するため、その推進を図っており、他府県との比較可能性を高め、さらに理解を深められるよう、平成28年度決算より「統一的な基準」による財務諸表の作成・公表を行い、予算編成等に積極的に活用します。	○	・財務諸表について、平成28年度決算より継続して「統一的な基準」により作成し、公表した。	総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
Ⅲ 公共施設のファシリティマネジメント					
36	トータルコストの縮減・平準化	本県の公共施設は一般的に大規模改修が必要とされる、竣工後30年を経過したものが全体の約67%、10年後には約85%に達することから、今後、更新・改修・維持管理費用が増大する懸念があります。 そのため、長期的な視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。そこで、「奈良県公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設に係る県民一人あたりの経費負担を10年後も現状以下にすることを目標に取り組みこととし、その実現に向けた定量的な行動指標を検討します。 そこで、「奈良県公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設に係る県民一人あたりの経費負担を10年後も現状以下にすることを目標に取り組みこととし、その実現に向けた定量的な行動指標を検討します。	○	・奈良県公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、今後維持する公共施設を選択するに当たって各施設の評価を行い、評価済みの資産について再評価を実施し、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化に取り組んでいる。 ・「公共施設等総合管理計画」の目標実現に向けた行動指標を設定した。 ・公共施設(インフラ除く)に係る経費の県民一人あたりの負担額は減少傾向にあり、現時点では、10年後(R6年度)の目標値を下回っている。	全部局 (総務部)
37	長期的視点に立った老朽化対策の推進	整備の優先順位の明確化と計画的な整備の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図ります。 また、ファシリティマネジメント支援システムを活用し作成した「中長期整備計画」により、不具合が生じてから更新・修繕する「事後保全」から予防的な処置を施す「予防保全」への転換を進め、施設の長期間の利用を図ります。 さらに、施設の老朽化の度合いや進行状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保します。	○	・資産評価にて、「継続利用する」と評価した施設については、施設の長期間の利用を図るため、計画的に修繕する等の利用方法をとることにより、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化に取り組んでいる。 ・「予防保全」への転換や修繕、耐震化等の安全確保に向けて、「中長期整備計画」作成に際し基本情報となる、ファシリティマネジメント支援システム内のデータベースを最新の情報に修正した。	全部局 (総務部)
38	資産台帳の整備	保有総量の最適化、県有資産の有効活用、長寿命化・耐震化を推進する前提として、常に資産の現状を正しく把握することが必要です。 そのため、ファシリティマネジメントのための「県有資産データベース」の適正な維持管理とともに、それを活用した固定資産台帳の整備を進めます。	○	・毎年度、「県有資産データベース」について、最新の情報に更新し、より詳細な情報を把握するため、システム改修を実施した。 ・固定資産台帳については、これまでの検討の結果を踏まえた登録情報の整理を、令和2年度に取り組む予定。	総務部
39	資産評価結果に基づく個別施設の適切な管理・処分	平成25年1月に策定した「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、972の資産のうち、インフラ施設、休憩所、トイレなどを除いた521の資産について資産評価を実施しました。 この評価結果に基づき、各施設の今後について「継続利用する」か「廃止する」かの方向性を整理し、資産の選択と投資の集中を図ります。 「継続利用する」とした資産については、効率的な管理に努め、維持管理経費の縮減を図ります。 また、「廃止する」とした資産については、廃止までのスケジュールを明確にし、総量削減に取り組めます。これらの資産については、まず県での新たな活用や市町村での活用を検討し、その可能性がない場合には、民間での活用のため、積極的に売却を進めます。	○	・評価済の資産についてはH29年度から毎年度再評価を実施し、「継続利用する」か「廃止する」かの方向性を整理した。 ・「継続する」とした資産については、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や財政負担の平準化に取り組んでいる。 ・「廃止する」とした資産については、廃止までのスケジュールを明確にした。 ・未利用資産等については、3年間で15資産を民間等へ売却し、外部専門家の意見聴取を踏まえ、活用・売却等を検討している。	総務部
40	出先機関の集約化・複合化	県の出先機関については、県民の利便性や業務の効率化を向上させる観点から、老朽化が進行し、耐震化が必要なものから、施設のあり方を検討し、拠点化・集約化・効率化を進めます。 これまで、北部地域や中部地域での施設再配置を実施しましたが、引き続き、南部地域の施設再配置計画に取り組めます。 「県庁舎系施設南部地域再配置計画」では、旧五條高校跡地への五條市役所の移転建替に併せて、五條土木事務所、南部農林振興事務所及び同土地改良課、保健所の窓口機能を集約します。また、大淀病院跡地に大淀町が計画される保健センターの新設に併せて、吉野保健所、吉野福祉事務所、県税事務所の窓口機能を集約します。さらに、吉野土木事務所については、近隣地への建替を予定しています。 旧五條高校跡地の事業については、平成32年度末の完了を目指しており、他の事業についても、できる限り早期の実施を目指します。	△	・旧五條高校跡地を活用した公共施設の再配置(集約化・複合化)について、設計及び造成工事が完了し、建築工事に着手した。 ・大淀病院跡地の活用については、大淀町の財政状況の悪化により先送りになっている。 ・吉野土木事務所については、現駐車場に建替をすることとなり、基本計画の策定に着手した。	総務部
41	耐震化の計画的推進	地震による県有建築物の被害の軽減を図るため、耐震性を確保する必要があります。 県有建築物について、「耐震改修プログラム」に基づき、平成32年度耐震化率95%以上を目標に耐震化を推進します。	○	・耐震性の低い県有建築物のうち、対応が必要なものについては、「県有施設等耐震検討チーム」において、当面の方向性を決定した。 ・耐震化の応急対応を行った施設を含め、耐震性の低い施設について建替や耐震改修等の方針を早急に決定し、県有施設全体の耐震対策を進めている。 ・県有建築物の耐震化率が平成29年度では90%であったが、令和元年度で93%となり、3%増加した。 ・令和2年度も引き続き耐震化率95%以上を目標に耐震化を推進する。	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 総務部
42	指定管理者制度の活用	厳しい財政事情の下、公の施設等を効率的に運営し、また行政サービスをより効果的に提供することが求められています。 公の施設等において、それぞれ取組内容・目標を設定し、その実現に取り組めます。 また、指定管理者制度の認知度を深め、制度活用が有利な施設については、その活用を推進し、導入拡大に取り組めます。	○	・各指定管理者制度導入施設において、毎年度運営目標を設定し実現に向けて取り組んでいる。 ・公の施設指定管理者運営評価委員会の開催及び施設所管課等への評価のフィードバックを毎年度実施した。 ・指定管理者制度の導入可能性がある公の施設へのヒアリングを毎年度実施した。 ・指定管理者制度導入施設数 平成29年度当初:34施設 令和元年度末時点:35施設	総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
IV インフラ施設のアセットマネジメント					
43	計画的な点検・診断等の実施によるメンテナンスサイクルの構築	高度経済成長期に整備された社会資本である道路施設や河川管理施設、砂防関係施設、下水道施設及び農業水利施設などの多くは、建設後30～50年経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定され、修繕などの大きな負担が生じる懸念があります。このため、施設ごとの長寿命化修繕計画等を策定し、効率的・効果的なメンテナンスに取り組んでいるところです。損傷が進行した後に補修・補強を行う「事後保全」から、損傷発生前に計画的に補修を行う「予防保全」への方針転換を行うことにより、既存の社会資本の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減と平準化を目指します。	○	・長寿命化修繕計画等に基づき、予防保全による効率的・効果的なメンテナンスを進め、社会資本のライフサイクルコストの低減、平準化に取り組んだ。 <道路施設> 橋梁点検数：1,452橋 橋梁修繕工事件数：154橋 <ダム> 修繕工事件数：5ダム(天理、白川、岩井川、初瀬、大門) <砂防関係施設> 砂防関係施設修繕工事件数：51施設 <下水道施設> 流域下水道施設長寿命化対策工事件数：85施設 <農業水利施設> 吉野川分水施設(ダム、水路等)の改修工事完了 倉橋ため池の水路等改修工事完了 白川ため池の管理機器等改修工事継続中	県土マネジメント部 食と農の振興部
44	道路や河川の維持管理における包括契約の導入	道路や河川については、従来個々に行ってきた除草や補修等の維持管理業務における安定的な実施体制を確保するため、効率化や平準化を行う必要があります。このため、地域で年間を通して複数の業務を一つの業務として包括契約を行います。これまでの取組状況を検証し、包括対象地域や包括工種の拡大等を検討し、可能箇所の取組を推進します。	○	・道路や河川等の維持管理業務における包括契約の対象地域を集約するとともに、包括工種を拡大し、業務の効率化や平準化を行うことにより、安定的な実施体制の確保を進めた。	県土マネジメント部
45	建設工事等の入札制度改革の推進	競争性・透明性・公平性を確保し、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達を確保する必要があります。技術と経営に優れ、地域に貢献できる建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、より健全な競争環境整備と品質確保の両立、入札期間の短縮と業務負担の軽減について引き続き取り組みます。	○	・入札要件や「最低制限価格制度」適用の見直し、担い手確保にかかる評価点の導入など、公共工事の適正な調達を確保するため、入札制度改革を推進した。	県土マネジメント部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
V 県域マネジメント					
(1)「奈良モデル」の更なる推進の観点からの取組					
46 県域パーソナリティマネジメントの取組					
1	市町村との採用共同試験の実施	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた公共事業の増加や、大学における土木系学生数の減少などにより、土木技術職員の不足が全国的に懸念されており、その人材確保は、県、市町村共通の重要な課題となっていることから、県域で取り組む必要があります。参加を希望する市町村と土木技術職員の採用試験を共同で実施し、参加団体の採用予定人員の確保を目指します。平成30年度に過去3年間の実施結果を検証し、平成31年度はその検証結果により見直しを図ります。	△ (△)	・土木職員に加え保健師についても採用共同試験を実施した。 ・参加市町村の全てに合格者を出せていないことが課題であるため、令和2年度から試験実施時期並びに試験の周知期間及び募集期間の見直し、広報強化等により受験者数の増加を目指す。	人事委員会
2	市町村との人事交流	地方分権が進む中、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、地方公共団体の役割が増大しています。市町村等への派遣等を通じて、職員の能力開発やキャリア形成を促進し、行政経営に対応する幅広い視野を持った、今後の県政を担う県域人材として、将来の幹部候補を育成します。また、不足している市町村の技術職員(土木、保健師等)の確保を県として支援するため、市町村への職員派遣等を行い、県域全体の行政需要に応じていきます。	(○)	・奈良モデルに基づく県域パーソナリティマネジメントの一環として、今後の県政を担う県域人材としての幹部候補の派遣及びニーズのあった市町村への技術職員の派遣を実施した。	総務部
3	市町村の人材育成支援	県内市町村の行政運営の効率化や行政サービスの維持・向上のために、職員の人材育成は必要です。市町村職員を県で受け入れる実務研修員制度、県と市町村が相互に職員を派遣し研修を行う相互派遣研修制度、能力開発研修における合同研修、統計研修を継続して実施するなど、市町村職員の人材育成を支援します。	(○)	・市町村職員を県で受け入れる実務研修員制度や県と市町村が相互に職員を派遣し研修を行う相互派遣研修制度や能力開発研修における合同研修等を継続して実施し、市町村職員の人材育成を支援した。	知事公室 総務部
47	県域財政マネジメントの取組	県内市町村の行財政状況を図表化し、全国順位の動向と比較し公表することにより、県内市町村全体の行財政運営の状況を把握することができます。県内市町村の組織定数・給与・市町村税徴収率・財政指標などの行財政状況について分析・検証を行い、県民にわかりやすい形で公表することにより、県内市町村全体の行財政の健全化を図ります。	○	・「あなたのまちの財政状況」パンフレットを作成し、県内市町村の財政指標や市町村税徴収率の全国順位を県民向けに分かりやすくグラフ化・図示化し、配布した。 ・県内市町村の組織定数・給与・市町村税徴収率・財政指標などの行財政状況について分析・検証を行い、県民にわかりやすい形で公表した。	知事公室
48 県域ファシリティマネジメントの取組					
1	県域水道ファシリティマネジメント	人口減少等による水需要減少に伴う水道料金収入の減少、老朽化施設や管路の更新、水道技術者不足など、水道事業の課題に対応するため、業務や施設の共同化や広域化などの市町村の取組について、県が率先して支援する必要があります。このため、県営水道と市町村水道の資産を県域全体で最適化する「県域水道ファシリティマネジメント」の取組を一層推進し、統合型の組織の下で県が市町村を下から支えるという将来の姿を見据え、広域化の効果検証を行います。また、簡易水道エリアについては、広域的な業務の受け皿となる支援体制の検討を行います。これらを踏まえ平成30年度を目標に「県域水道ビジョン」の発展的見直しを行います。	(○)	・平成30年度に「新県域水道ビジョン」を策定し、これに基づき水道事業の広域連携の取組を進めた。 ・上水道エリアについては、県域水道一体化について「県域水道一体化検討会」の中にワーキンググループを設置することで、関係市町村が主体的に検討・協議する体制を構築して、一体化の効果検証を進めた。 ・磯城郡3町における磯城郡広域水道事業体設立準備協議会にて、「磯城郡水道事業広域化に関する基本協定(案)」および「磯城郡水道広域化計画(案)」を作成した。 ・簡易水道エリアについて、各村の状況確認を行い広域連携のあり方を検討し、体制構築に向けた課題等を情報共有した。	水循環・森林・景観環境部 水道局
2	ごみ処理施設の広域化	県内のごみ処理施設は、約8割の施設が20年以上経過し老朽化しており、処理人口5万人未満の施設が約7割を占める状況です。ごみ処理施設等の統合整備等による広域処理の枠組みづくりを県が支援することにより、市町村の行財政効率の大幅な向上とごみ処理の安定的な確保を図ります。	(○)	・各組合等が行う施設整備等について、ごみ処理施設広域化に向けた技術的支援及び財政支援を実施した。	水循環・森林・景観環境部
3	市町村との連携による公有資産を活用したまちづくり	国・市町村との連携により、県有資産を総合的に企画・管理・活用していく必要があり、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村と県で連携協定を締結し、県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりに一体的に取り組めます。	(○)	・市町村との連携協定の締結を推進し、一般県道三輪山線を活用した大神神社参道整備をはじめとした、県有資産を活用したまちづくりを、県と市町村が一体となって取り組んだ。 ・県有資産について、市町村のまちづくりの拠点として活用するとともに、国・県・市町村が連携して資産の最適利用を推進した。	総務部 県土マネジメント部地域デザイン推進局

No.	項目名	内容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
49 県域アセットマネジメントの取組					
1	市町村が管理する道路施設の維持修繕の推進	インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることから、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保する必要があります。 市町村が、点検→診断→措置→記録のメンテナンスサイクルを実施し、継続する体制を構築できるよう、市町村が管理する橋梁やトンネル等の点検、修繕計画の策定業務を県が受託発注することにより支援します。 また、補修工事についても、市町村職員の人材育成を図りつつ市町村と協働し推進します。	○ (○)	・県が市町村の業務を受託し、県が実施する発注手続きや打合せに市町村の担当者が参加等することで、橋梁点検や橋梁補修設計等業務を遂行するための市町村担当者の知識とノウハウ等技術力の向上を図った。	県土マネジメント部
50	地域医療構想の実現、医療費適正化及び国民健康保険広域化(県単位化)の一体的取組(社会保障分野の「奈良モデル」としての医療・介護分野一体の取組)	適正な医療資源の配分と医療・介護サービスへのアクセスの改善、更には医療費適正化を視野に入れ、医療費・介護費の地域差の分析を進め、データとエビデンスに基づいて県が積極的に医療・介護分野での役割を果たします。 具体的には、平成29年度中に「第7次奈良県保健医療計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」、更には「第3期奈良県医療費適正化計画」を策定します。 関係者との合意形成を図りながら本県の実情を踏まえた「奈良県地域医療構想」を推進し、高度急性期から在宅医療までの効率的な医療提供体制の整備を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、県内に広めるべきモデルや具体的な仕組みづくりを進めます。医療費適正化については、市町村や医療機関の効果の大きい取組について県域的に取組を促し、その際、必要な情報の提供を通じて医療機関による診療等の質の向上に向けた自主的な取組を促します。 県が積極的に県民の受益の均霑化を図るこれらの取組とあわせて、平成30年4月から国民健康保険を県単位化に移行し、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」という考え方に立った制度の実現を推進します。	○	・平成29年度に「第7次奈良県保健医療計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」、「第3期奈良県医療費適正化計画」を策定。それぞれの計画に基づき、実効的な施策を推進した。 ・在宅医療・介護連携を推進するため、市町村における退院調整ルールを策定を支援したことにより、38市町村において運用されることとなった。 ・令和6年度の国保の県内保険料水準の統一に向け、県単位化にかかる継続課題である納付金算定に用いる標準的な収納率の設定や、保険料・一部負担金の減免基準の統一的運用について、市町村と議論を深め、基本的枠組を共有した。 ・奈良県独自に、急性期機能を「重症急性期」と「軽症急性期」に分けて明確化する取組(いわゆる「奈良方式」)を導入した。さらに、目指す病院像として、「断らない病院」と「面倒見のいい病院」という2つの病院像を提唱し、定着方針に取り組むことで医療機能分化・強化の推進を行った。	福祉医療部医療・介護保険局、医療政策局
51	自治体クラウドの推進	県内市町村においては、単独で情報システム(クラウドサービス)を利用しているところが多く、一層の共同利用を図る余地があることから、課題の共有や未実施団体への普及により、複数自治体の情報システムの集約と共同利用を推進する必要があります。 また、小規模市町村においては、職員が複数の異なる業務を兼務していることから、情報処理に関する知識が十分でなく、ベンダーに強く依存しており、団体間の連携も希薄な状況にあります。そこで、情報政策に係る負荷の軽減とコストの最適化(運用コストの削減)を図るため、自治体クラウドの導入により広域での連携を支援します。	○	・県内市町村に対して、自治体クラウドに関する研修会の開催や情報提供を実施、また県内市町村やベンダーへ積極的に働きかけることで、自治体クラウド導入市町村数は、それまでの2グループ8市町村から4グループ18市町村に増加した。	総務部
52	県から市町村への権限移譲の推進	住民に身近な事務は可能な限り市町村が行うという「基礎自治体優先の原則」により、県と市町村との間で適切に事務・権限を分担し、行政の効率化を図る必要があります。 地域の実情に応じた住民サービスの提供による住民の利便性向上や、市町村における総合行政の展開等の観点から、市町村の意欲に応じて「奈良県事務処理の特例に関する条例」に基づく県独自の権限移譲を推進します。 また、地方分権一括法や提案募集など、国による地方分権改革を推進していくための市町村への情報提供も行います。	○	・県の移譲対象事務・権限メニューを策定し、市町村に提示するとともに、住民サービスの向上等につながるもの等は、独自メニューとして重点移譲事務に選定し、市町村への説明会を実施することにより、権限移譲を推進した。 市町村への権限移譲数：7法令29条項 延べ47市町村(3年間) ・市町村に対して、地方分権一括法や提案募集の情報提供や、「内閣府職員による地方分権改革・提案募集方式に関する研修会」を実施した。	総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
(2) 地域における多様な主体との連携・協働					
53	「連携と協力に関する包括協定」の活用等による事業の推進	地方創生の取組を推進していくためには、産官学金労言(産業界、国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア)との連携・協働が不可欠です。 特に民間団体について、そのノウハウや資金を行政の様々な分野で活用するため、積極的に企業や大学等と連携協定を締結し、その協定に基づく取組を推進します。	○	<p>〈企業や大学等との連携協定〉</p> <p>①新たな連携協定の締結 ・新たな連携協定を締結し、協定に基づく取組を推進した。 包括連携協定締結数：4件(3年間)</p> <p>②連携協定による取組の実施 (i)大学との連携協定 ・大学の高度な知見資源を活用し、県政の様々な課題への対応策を検討・実施することができた。 早稲田大学、近畿大学等</p> <p>(ii)企業との連携協定 ・企業がもつノウハウ等を活用し、効果的に事業実施することができた。 イオン(株)、積水化学(株)、DMG森精機(株)等</p> <p>〈災害における協力協定〉 ・各警察署において大規模災害発生時に警察庁舎が被災し使用不能となった場合を想定し、民間事業者等と災害時の協力協定を締結することにより警察署災害警備本部機能等の代替施設を確保することができた。 協定締結数：9件(3年間)</p> <p>〈県警と民間企業等との連携協力〉 ・広報啓発に繋がる取組を実施することで高齢者の運転免許返納数の大幅な増加に繋がった。 高齢者運転免許自主返納数：17,456件(3年間)</p>	全部局
54	県民との協働による事業の推進	県民の持つ専門的な知識や能力、ネットワークなどを行政の様々な分野で活用するため、県政運営に県民の参加を求め、協働を行っていくことが望まれます。 そこで、「協働推進指針」に沿って、地域づくり活動やNPO・ボランティア活動など、①県民の地域貢献活動への参画促進、②地域の課題に取り組む県民の活動の支援、③県民との協働による事業を推進します。 また、多様な地域づくり活動が活発に行われ、活動の「場」としてのプラットフォームが、県内の各地域で形成されるよう支援し、活力ある地域社会の実現を目指します。	○	<p>〈県民の地域貢献活動への参画促進〉 ・奈良ボランティアネットをはじめ、多様な広報媒体を通じ、ボランティア活動にかかる広報啓発や情報発信を実施した。</p> <p>〈地域の課題に取り組む県民の活動の支援〉 ・地域貢献サポート基金を活用した助成事業を実施し、地域課題の解決に取り組む県内のNPO等団体を支援した。</p> <p>〈県民との協働による事業の推進〉 ・県や市町村協働推進担当者研修会の開催等により、全県的な協働推進を図った結果、行政とNPO等との協働事業数が増加した。 ・活動の「場」としてのプラットフォームの形成については、地域貢献サポート基金事業成果報告会に併せて行政職員やNPO等関係者との交流の場を設け、「行政と住民・NPO等との協働に対する意識を深めたり、災害ボランティア受援体制整備を進める中で、市町村域での防災プラットフォームの形成を推進したりすることにより、支援を行った。</p>	全部局 (文化・教育・くらし創造部)

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
VI 県民との対話・説明責任の確保・情報発信力の強化					
55	アンケート等による県民意見の分析と反映	地域の課題解決に向けて、現状や課題、県の取組などについて、県民に理解を深めていただくとともに、県民ニーズを把握する必要があります。 以下の様々な手法により意見を広く集めて分析を行い、各種プロジェクト等に反映します。 ・関係者への意見聴取 ・地元説明会の開催 ・県民意識調査の実施 ・地域フォーラムの開催 ・審議会、協議会等での意見聴取 ・有識者を招へいた会議の開催 ・県民からの要望等の分析 ・「相談ならダイヤル」等の運営	○	①関係者への意見聴取、地元説明会の開催 ・アンケートや調査により、関係者の意見を把握した。 ・地域住民に理解を深めていただくために、地元説明会を開催した。 ②県民意識調査の実施 ・県民意識やニーズを把握し、今後の県政運営に反映するため、「県民アンケート調査」や「県民webアンケート」等を実施した。 ③地域フォーラムの開催 ・各年度とも、知事と市町村長がパネリストとなり意見交換を行う「地域フォーラム」を開催し、対話や県民からいただいた質問への回答を通じて、地域の課題解決につなげていくとともに、県政策への反映を行った。 ④審議会・協議会等での意見聴取、有識者を招へいた会議の開催 ・各部局の審議会、協議会等において、有識者等から意見を聴取し、施策に反映した。 ⑤県民からの要望等の分析、⑥「相談ならダイヤル」等の運営 ・県政の窓、県政ポスト、相談ならダイヤルで受け付けた県民からの要望等について、県庁内webに掲載し、その対応状況の分析及び情報共有等に活用した。	全部局
56	パブリックコメントの実施	県民の意見を県政に反映し、より県民のニーズに沿った県政の推進を図る必要があります。県の基本的な計画の策定等に際しては、原則としてパブリックコメントを行います。その実施にあたっては、閲覧の機会を広く確保するなど、意見応募を行いやすい環境整備に取り組みます。	○	・パブリックコメントを行う際は、報道機関に発表するとともに、「県民だより奈良」や県が発行するパンフレット等に掲載した。 ・意見を求める条例案や計画案をホームページに掲載するとともに、県政情報センターや県内にある「県民お役立ち情報コーナー」の4ヶ所に備え付けた。	総務部
57	適切な行政手続の確保	適切な行政手続を行うことで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利利益の保護に資する必要があります。 標準処理期間や審査基準等の公表を進め、許認可事務における判断過程の透明性を向上させます。 また、行政処分等に対する不服申立て制度の適切な運用により、県民の権利利益の救済を図ります。	○	・許認可事務の標準処理期間や審査基準等の公表状況について庁内調査を実施し、その結果をホームページにおいて公表することにより、行政処分等に対する公正性・透明性の向上を図った。 ・不服申立て制度を適切に運営し、県民の権利利益の救済を図った。	総務部
58	エビデンスベースの政策推進	効率的・効果的な政策推進のためには、統計データ等を活用した科学的根拠に基づく政策判断が必要です。 奈良スタートイベントや統計研修等により、データを正確に収集して分析する能力(統計リテラシー)の向上を図るとともに、データを活用して施策の立案、進捗管理、事務・事業の見直し等を行います。	○	・奈良スタートイベント等を開催し、統計リテラシーの向上を図った。 ・県独自の統計データや全国と比較可能な指標等を用いて、各重要課題ごとに現状や課題の分析・評価、企画立案を行った。 ・その結果は、「重点課題に関する評価」及び「奈良新『都』づくり戦略 政策推進プラン」(平成30年度までは「主な政策集」としてとりまとめ、公表を行った。	知事 公室
59	附属機関のあり方の見直し	広範にわたる行政需要に対応するための専門的な知見の導入や、第三者の視点を取り入れた公正な行政執行などのために附属機関を設置しています。 附属機関の委員選任に際しては、幅広い意見を取り入れるため、同一人の複数機関への重複就任を制限するとともに、女性の積極的な登用に努めます。 また、「審議会等の会議の公開に関する指針」に則った公開を推進します。 さらに、附属機関の必要性について随時点検し、存廃について検討を行うとともに、附属機関でない会議についても、会議の効率化の方針に則ってあり方を見直します。	△	・附属機関の委員選任に関して、「附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱」の制定及び改正を行い、重複就任の制限や女性の積極的な登用を行ったが、女性委員の割合はほぼ横ばいの数値にとどまっているため、引き続き積極的な登用に努める。 ・各所属に対し、審議会等の会議の公開及び議事録の公開についての運用状況を調査するとともに、すべての審議会の議事概要の公開を促進した。 ・附属機関の必要性について随時点検を行った。 ・附属機関でない会議についても、平成30年に策定した「附属機関等の設置及び開催・運営に関する要綱」により、附属機関の取扱いに準じ、存廃を検討することとした。	総務部
60	公文書管理の実施	県の機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から、行政文書を適正に管理することの重要度は増えています。 文書のライフサイクルに応じて、作成、整理、保存、管理簿への記載・公表、保存期間満了後の移管又は廃棄等の文書管理の取扱いが適正に処理されるように徹底を図るとともに、職員に対する文書管理に関する研修の充実に努めます。	○	・文書主任会議において文書管理の適正な取扱いの徹底を周知した。 ・行政文書管理に関する職員向けのマニュアルとして、「文書事務のポイント」及び「奈良県行政文書管理規則」の改正に関する解説集を作成するとともに、マニュアルに記載した内容の定着を図るため、全職員を対象として、eラーニングを実施した。	総務部

No.	項目名	内 容	取組結果 (H29～R1)	3年間の成果(その理由・分析等)	取組部局 (取りまとめ部局)
61	情報公開の実施	<p>県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、公正で開かれた県民本位の県政を実現するため、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運営の推進を図ります。</p> <p>また、県の実施機関が保有する個人情報について、奈良県個人情報保護条例に基づく開示、訂正及び利用停止の請求に対して、適切に処理を行い、個人の権利利益の保護に努めます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修や文書発出により、情報公開制度の理解を促進し、適正な運用の推進を図った。 ・個人情報の適切な取扱いについて周知し、個人の権利利益の保護に努めた。 	総務部
62	広報力の強化と広報手段の多様化	<p>県政情報を効果的に発信するため、全庁的なパブリシティの強化や職員の情報発信力の向上、多様な広報手段の活用を行う必要があります。</p> <p>このため、「情報広報戦略会議」や研修会を開催します。また、広報誌、テレビ、ホームページ、新聞、スマホアプリ等の多様な広報手段を活用するとともに、クロスメディア化を進めます。さらに、県政情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、利便性をより向上させるため、ホームページのコンテンツの充実や動画・音声対応等の拡充を図ります。これに加え、県民との双方向の交流を重視した情報発信を進めるため、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の有効活用や、WEB上で県民が意見を提出しやすい仕組みづくりを行います。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・情報広報戦略会議や行政広報に関する職員研修を実施した。 ・県のアクセシビリティの指針・ガイドラインを策定し、ホームページコンテンツの対応試験を実施、試験結果を公表するとともに改善に努めた。 ・SNS(フェイスブック、ツイッター)やスマホアプリの活用や県民webアンケートを実施し、情報発信を進めた。 ・SNSやスマホアプリの登録件数は、3年間で約14,600件増加した。 	知事 公室